

令和2年度
保育施設利用のご案内
令和2年4月～令和3年2月入所

令和元年10月

●保育所等の入所を希望する保護者の方は、必ず本冊子の内容をご確認の上、お申込みください。
また、入所後のお手続き等についても記載しておりますので、大切に保管してください。

4月入所(一次)の申込みについて

※そのほかの入所月の受付期間については、P7を参照してください。

■受付窓口…区役所(保育課保育相談係)、各子どもセンター

[子どもセンター]

受付期間:令和元年10月1日(火)～11月22日(金) 午後5時

子どもセンターでは、「予約制窓口」で受付します。

予約申込みの受付時間:午前8時30分～午後5時(申込順/土・日・祝日を除く)

予約の方法:各子どもセンターへ電話か窓口でお申込みください。…裏表紙参照

締切日
ご注意ください!

[区役所]

受付期間:令和元年10月1日(火)～11月23日(土) 午後5時

区役所では、受付専用窓口を設けます。

開設期間:令和元年11月13日(水)～令和元年11月23日(土)

※この開設期間以外の受付は区役所東棟3階6番窓口です。

開設場所:区役所 西棟8階 第9会議室

開設期間中の土曜日・祝日(11月16・23日)は午前9時～午後5時まで受付をします。

締切日
ご注意ください!

※各保育施設の募集予定人数は、11月1日(金)に区ホームページに掲載します。ホームページをご覧いただけない場合は、窓口でもご確認いただけます。

※郵送で申込む場合は、**簡易書留**で11月15日(金)午後5時(必着)までに保育課保育相談係に届くように送付してください。

※杉並区外の保育施設を申込む場合は、土曜日・祝日はご連絡ください。

※その他詳細はP4を参照してください。

お願い

保育施設の定員や保育サービス、整備・運営形態等は、発行月時点の情報をもとに編集しているため、その後の保育施策の見直し等に伴い、変更となる場合がありますのでご了承ください。

[区ホームページ]とあるのは[保育ホットナビ]を指します(裏表紙参照)。



杉並区

3 幼児教育・保育無償化について

(1) 認可保育所、地域型保育事業（P43 参照）

<幼児教育・保育無償化>

令和元年10月1日から、3歳児～5歳児及び非課税世帯の0歳児～2歳児の保育料が無償となります。ただし、延長保育料は、通常保育料に含まれないため、無償化の対象外です。

<区独自の対策>

- 全ての階層の第2子保育料を半額に減額しました。
- 多子世帯の負担軽減の対象を拡大しました。
⇒未就学児に限らず、同一生計の第2子半額、第3子無料
- 給食費は、杉並区内の認可保育所に在籍している場合は、全額区が負担するため、保護者からの徴収はしません。杉並区外の認可保育所については、在籍する保育所によって徴収の有無や金額が異なるため、在籍する保育所にご確認ください。（国の基準では、保護者からの実費徴収）

(2) 認可外保育施設（認証保育所、ベビーホテル等）（P63 参照）

<幼児教育・保育無償化>

- 令和元年10月1日から、3～5歳児及び非課税世帯の0～2歳児の保育料が無償となります。ただし、延長保育料は、通常保育料に含まれないため、無償化の対象外です。
- 無償化対象の保育料が国の上限額に達していない場合は、上限額まで一時預かり事業や病児保育等の複数利用可

<区独自の対策>

- 国の上限額 3～5歳児3.7万円、0～2歳児4.2万円を下表に増額

対象施設	3～5歳児		0～2歳児
	第一子・第二子	第三子以降	非課税世帯
認証保育所	57,000円上限	77,000円上限	80,000円上限
認可外保育施設	37,000円上限	60,000円上限	60,000円上限

- 多子世帯の負担軽減の対象を拡大しました。⇒ 未就学児に限らず、同一生計の第2子、第3子

4 保育施設について

(1) 聖心保育園（P36 参照）

（仮称）聖心保育園は、令和2年4月から、社会福祉法人正栄会が、現在運営中の個人設置の聖心保育園の土地・建物を賃借し、新たな認可保育所として整備・運営いたします。定員の変更はありません。

(2) のはら保育園（P37 参照）

のはら保育園は、令和6年4月から移転運営する予定です。詳細が決まりましたら、区ホームページ等でお知らせいたします。

<問い合わせ先>

杉並区子ども家庭部保育課保育相談係
☎03-3312-2111